

# 全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部  
企画・検疫課

〈企画・検疫課〉

1 検疫法等の改正	1
2 入国時感染症ゲノムサーベイランス	2
3 花巻空港の検疫飛行場への指定	2

## 検疫業務関係について

### (1) 検疫法等の改正

- 令和4年の臨時国会では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正法案を提出し、成立したが、検疫法（昭和26年法律第201号）についても、水際対策の実効性の確保のために多岐にわたる改正が行われた。その中でも、特に都道府県の皆様に御承知おきいただきたい事項は以下のとおり。
- まず、入院先となる医療機関を確実に確保するため、平時から検疫所長が医療機関の管理者と協議し、隔離・停留措置の実施のための病床確保に係る協定を締結する旨の規定が設けられた（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）による改正後の検疫法第23条の4、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和6年厚生労働省令第5号）による改正後の検疫法施行規則第8条の2関係）。また、検疫所長は、協定（一類感染症に係る入院の委託に関するものを除く。）を締結しようとするときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に意見を聴取することとするとともに、協定を締結した際には、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対してその旨を通知することとされており、これらは令和6年4月1日から施行される。
- また、検疫所長が患者を入院させる際の入院先の選定について、検疫所長と都道府県知事が緊密に連携する旨の規定が設けられた（改正法による改正後の検疫法第23条の5関係）。これは、コロナ対応において、都道府県と検疫所がそれぞれ独立して入院調整を行っていたことから、病床のひっ迫する時期において、入院調整が難航する事態が一時生じたことを踏まえ、都道府県及び検疫所のそれぞれの入院調整の円滑化を図ることを目的としたものであり、令和6年4月1日から施行される。
- さらに、検疫所長等が関係行政機関と協力連携する旨の規定が設けられた（改正法による改正後の検疫法第23条の6関係）。これは、従前、検疫所長等が検疫措置を遂行するに当たり、都道府県等を含む行政機関に様々な場面で御協力いただいていたことを踏まえ、こうした協力連携に法的な位置付けを与えたものであり、令和4年12月から施行されている。
- なお、都道府県と検疫所の連携については、「新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県と検疫所の連携の確保について」（令和5年10月27日付け感発1027第3号健康・生活衛生局感染症対策部長通知）も参考にしていただきつつ、円滑な施行に向けて、引き続き連携いただきたい。また、平時における医療機関との協定の締結については、協定等のひな形を新たに定め、各検疫所長あて通知した旨を「「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について」の発出について」（令和6年2月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・

検疫課事務連絡)にて各都道府県衛生主管部(局)あて連絡していることから、その内容について御了知いただくとともに、当該通知のひな形を参考に検疫所が調整を行うことから、新たにひな形を定めた旨を貴管下の医療機関にも御承知おきいただきたく、貴管下の医療機関に御周知いただきたい。

## (2) 入国時感染症ゲノムサーベイランス

- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策については、令和5年4月29日以降、全ての入国者に対して、「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」及び「ワクチンの接種証明書(3回)」のいずれも提出を求めないこととするとともに、同年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、入国時検査等を終了している。
- 令和5年5月8日以降は、5空港(成田、羽田、中部、関西、福岡)において、海外から流入が懸念される感染症の病原体の変異や動向を広く把握することを目的とした、入国時感染症ゲノムサーベイランスを実施しており、令和6年度においても継続予定(令和6年度予算案に計上)である。
- 令和6年4月1日からは、本サーベイランスの中で、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を希望する者に対し、抗原定性検査キットによる簡易検査を実施することにした。本人に伝える結果の取扱い等を含めて、自治体にも情報提供を行う予定である。
- 本サーベイランスの結果については、厚生労働省ホームページに随時掲載しているので、適宜ご参照いただきたい。

※ 厚生労働省ホームページ(水際対策)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

## (3) 花巻空港の検疫飛行場への指定

- 検疫法施行令(昭和26年政令第377号)の一部が改正され、令和6年4月1日より花巻空港が新たに検疫飛行場に指定されることになっている。特に近隣の関係自治体の皆様におかれては御了知の上、適宜連携いただくようお願いする。